

(写)

令和7年10月27日

大田市長 楯野 弘和 様

大田市公共料金に関する審議会
会 長 村山 誠

大田市葬斎場条例に定める使用料の改定について(答申)

令和7年4月21日付けで大環第10055号により諮問のありました標記の件について、慎重に審議を重ねてきた結果、結論に至りましたので、付帯意見を添えて下記のとおり答申いたします。

つきましては、市民への影響を考慮し、使用料改定の必要性、改定時期など広く周知するとともに、安定した火葬を実施するため引き続き経費削減や適切な維持管理及び施設整備に努められることを期待します。

なお、留意される事項として付帯意見を申し添えます。

1. 使用料の改定について(上段:現行料金、下段:新料金)

種別	区分	単位	使用料		
			市内	市外	基準となる者
火葬施設	大人	1 体	10,000 円 <u>12,000 円</u>	20,000 円 <u>48,000 円</u>	死亡者又は死亡届出人
	小人(7 歳未満) 小人(<u>12 歳未満</u>)	1 体	6,000 円 <u>6,000 円</u>	12,000 円 <u>24,000 円</u>	死亡者又は死亡届出人
	死胎	1 胎	2,500 円 <u>3,000 円</u>	5,000 円 <u>12,000 円</u>	死胎の父又は母
	人体の一部	1 件	2,500 円 <u>3,000 円</u>	5,000 円 <u>12,000 円</u>	人体の一部を失った者
	改葬焼骨	1 包	2,500 円 <u>3,000 円</u>	5,000 円 <u>12,000 円</u>	使用者
付属施設	霊安室	1 日	2,750 円 <u>3,300 円</u>	5,500 円 <u>13,200 円</u>	死亡者又は死亡届出人

2. 改定時期

令和9年1月1日

3. 付帯意見

【葬斎場使用料金について】

平成17年10月の市町合併以降葬斎場使用料の改定は行っていない。
近年の急激な物価高騰や人件費の上昇により維持管理費が増加していることから葬斎場使用料金(市内・市外)の値上げは妥当であると考える。

【小人の年齢設定について】

小人の年齢設定の改定については、県内他市との均衡及び大人との身体状況を鑑み妥当であると考える。

【開始時期】

葬斎場使用料金の改定については、令和9年1月1日とし、市民及び近隣の葬祭業者への十分な周知、説明が必要である。

【次期葬斎場使用料の見直しについて】

指定管理者の更新時において検証を行い、適正な料金について検討されたい。